

九州工業大学インターンシップガイドライン

インターンシップに関する本学の対応を以下のとおりお知らせします。

1. インターンシップの原則について

インターンシップとは、大学教育の一環として、学生が自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことであり、採用活動を目的とした企業見学会や業務説明会などの短期のもの（例：1 Day・2 Day インターンシップ等と称するもの）は含みません。

正規の教育課程のインターンシップの場合は5日間以上の就業体験を行うことになっており、インターンシップの実施にあたっては、学業を妨げることのないよう原則として長期休暇期間を活用するなど、学事日程への十分な配慮を求められています。

2. 今年度のインターンシップについて

- ① 正規のインターンシップ（就業体験5日以上）については、指導教員またはインターンシップ科目担当教員と、参加の必要性や教育効果について、十分に相談をすること。
参加にあたっては、原則として、講義、卒業研究・修論研究に支障のない範囲で行うこと。
- ② 「大学仲介型」インターンシップのみならず、大学の仲介を要しない「自由応募型」インターンシップについても同様とする。また、単位付与を希望しない場合も同様とする。
- ③ オンラインでのインターンシップについては、就業体験を伴わない場合は認めないが、業界等によってはオンラインでも就業体験が可能なことから、指導教員またはインターンシップ科目担当教員が5日以上就業体験を伴い、教育的効果があると認めた場合は単位付与の対象とする。
- ④ 実質的な就業体験が伴わず企業訪問や業務説明のみの場合はインターンシップとして認めず、講義等を欠席することは認めない。③以外のオンラインインターンシップについても同様とする。
- ⑤ インターンシップについては、キャリアタス UC (<https://uc-student.jp/kyutech/>) や各キャンパスキャリア支援室にて情報収集を行うこと。

3. インターンシップにおける注意事項について

- ① 各部局や学科・専攻が定めるルールがある場合は従うこと。
- ② 訪問先の企業や官公庁の指示に従うこと。
- ③ 状況次第では、今後対応を変更する必要があるため大学からの通知には留意しておくこと。
また、自分自身や周りの方々と社会を守る責任ある行動をするように心掛けること。

4. 25卒からのインターンシップの変更点について

下記ホームページをご確認ください。

○文部科学省 Web サイト 概要資料「令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/1346604.htm